

福祉給付を受ける地位と平等

——Family Cap, Child Exclusionをめぐる判例法理を手がかりに——

葛西まゆこ

一 はじめに

二 Family Cap, Child Exclusion のなだりな

三 Family Cap, Child Exclusion をめぐっての裁判例

(一) 連邦裁判所における展開

① Dandridge v. Williams, 397 U.S. 471 (1970)

② C. K. v. SHALALA, 883 F.Supp. 991 (1995)

③ C. K. v. New Jersey DHHS, 92 F.3d 171 (3rd Cir. 1996)

(二) 州裁判所における展開

① Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS, 794 A.2d 822 (N. J. Super. A. D. 2002)

② Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS, 828 A.2d 306 (N. J. 2003)

③ N. B. v. SYBINSKI, 724 N.E.2d 1103 (Ind. App. 2000)

(三) 検討

四 結論に代えて——残された課題——

福祉給付を受ける地位と平等

一 はじめに

平等の捉え方は種々ありうるから、「平等という言葉は、最低限の福祉保障という形式をとって、絶望的な状況からの自由⁽¹⁾に言及しうる」。とはいえ、「どの程度の保護が『十分か (enough)』という問題に、平等は基準点を提供しない⁽²⁾」。

わが国における憲法一四条に焦点を当てた一連の学生無年金障害者訴訟も、最高裁判所（以下、最高裁）において、一四条違反が認められることはなかった。最高裁は、堀木訴訟最高裁判決（最大判昭和五七・七・七民集三六卷七号一―三五頁）を引用しながら、「同条〔憲法二五条〕の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法一四条違反の問題を生じ得ることは否定し得ない」と述べつつも、結論としては一四条違反を認めることはなかったのである⁽³⁾（最二小判平成一九・九・二八民集六一卷六号二三四五頁、最三小判平成一九・一〇・九裁時一四四五号四頁）。また、国民年金法の国籍条項が憲法一四条に反するか否かが問題となった、いわゆる在日コリアン年金訴訟においても、最高裁は、憲法一四条違反を認めていない（最三小判平成一九・一二・二五）。これらの裁判例は、憲法二五条が関連する事案においては、憲法一四条違反の議論は、二五条に付随する広範な立法裁量に、ほとんど吸収されつくすことを示しているように思われる。

そのことは、人格の平等性という近代的人権論の基本テーゼを確認しても、個別事例における平等の具体的帰結は必ずしも明らかにはならないということや、⁽⁴⁾「平等原則は、合理性の問題に還元できるけれども、逆に合理性の問題は必ずしも平等原則の問題にはならない⁽⁵⁾」ということとも関連する。しかし、かといって、「平等とは、等しいものは等しく扱うべきであるとする定式である。ところが何が『等しいもの』であるかは、どのように決めるのか。それは等しい

ものは等しく扱うべきであるという定式にとって外圧的な何らかのスタンダードによらなければならない。⁽⁶⁾という平等エンプティ論に回帰することも、その外圧スタンダード自体の規範的効力が弱い生存権領域においては、少なくとも訴訟戦略上は意味がないということにもなる。が、それに加えて、そもそも広範な立法裁量が想定される二五条関連事案においては、「何ら合理的理由のない不当な差別的取扱い」、すなわち門地により受給額を変えなどの、およそ合理的な理由付けが困難であり、端的に人格的価値の評価にかかわるような明白に差別的な区別を除いては、一四条違反を主張することが困難であるようにも思われるのである。⁽⁸⁾

もっとも、この主張に対しては、憲法一四条の平等の「出番」が少ないことは、「不当な差別的取扱い」がないことの証明であり、特段に問題はないともいえよう。しかし、平等主体の拡大のみでは問題は解決できないことは、いわゆる差異のジレンマ問題⁽⁹⁾に象徴されるように、明らかであるように思われる。

さらに、自由か平等かという古典的な論点をめぐっても、平等を理解する際に、自由市場の優位性を強調する立場は不十分であり、統計学的な差別は有効である可能性がある。サンステイン (Cass R. Sunstein) が指摘するように、例えば「性差別領域において、雇用者は女性を差別するかもしれない。それは、彼が女性を憎んだり低く評価しているからではなく、彼が経験から、女性は男性よりも子どものケアに多くの時間をささげ、家庭の責務のために男性よりも休暇をとりがちであるということを知っているからである。…このような形式の統計学的な差別—統計学的に合理的なステレオタイプ化—は、偏見という形式である必要はない。…経済的見地からして合理的な決定は、自由市場においてさえも、又はおそらく特に自由市場において、女性又は黒人に対する不平等を永続化させるであろう。…市場は、第三者が非差別主義者にコストを課す立場にあるとき、また、統計学的な差別が合理的である場合には、人種及び性に基づく平等をもたらす見込みはあまりない⁽¹⁰⁾」のである。この指摘を、福祉領域にあてはめるのならば、福祉受給者にとって

統計学的に見て不利なデータがある場合には、平等を持ち出しても逆に不利になる可能性があるということになる。

本稿では、アメリカにおける Family Cap, Child Exclusion をめぐる判例法理を考察することにより、福祉給付を受ける地位と平等の問題を検討することを目的としている。後述するように、Family Cap が課されている場合には家族の人数に関係なく福祉受給額に上限が設けられ、Child Exclusion が課されている場合には、その受給後に新たな子どもを出産してもその分の福祉給付が増えないことにより、合衆国憲法第一四修正の平等保護違反ではないか、子どもを産む権利を不当に侵害しないか、という点が、判例上も、学説上も争われてきた。本稿では、福祉給付を受ける地位に関連する諸条件は平等保護との関係でどのように捉えられるべきか、という点に焦点をあてて検討する。

本稿は、まず二において、Family Cap と Child Exclusion の定義を行う。そして、三において、Family Cap, Child Exclusion をめぐる諸判決を検討・考察し、四においては、それまでの検討を踏まえた上で、残された課題を示すこととしたい。

II Family Cap, Child Exclusion とはなにか

Family Cap とは「その世帯中の子どもの数にかかわらず、福祉受給世帯が受け取ることができる額に上限を設けること」をいう、Child Exclusion とは、「福祉受給中に新たな子どもを母が出産した場合には、その子どもの分の給付の増加を認めないこと」をいう。⁽¹¹⁾

もっとも、両者は互換的に用いられることが多く、Family Cap といった場合にも、受給額の上限一般を指すというよりは、Child Exclusion のように新たな子どもが産まれたとしてもその分の給付の増加を認めないことを指すことが多い。

本稿では、後述するように Family Cap と Child Exclusion の問題は別の問題であるとの認識に立つため、原則として Family Cap と Child Exclusion の用語の使用は、厳密に区別して論じる姿勢をとる。しかし、検討する諸判決においては、Child Exclusion の事案であっても（法制度上の文言も関連して）Family Cap という用語を用いていることもあるため、その場合には、混乱を避けるために判決文に従い、Family Cap という用語を用いることにする。

Family Cap は、典型的には TANF (Temporary Assistance for Needy Families) 制度において用いられているものである。⁽¹²⁾ 42 U. S. C. 602 (a)(7)(A)(iii)が、「[州は、] それに従うことが、福祉受給者が家庭内暴力から逃れることをより困難にし、又は、そのような暴力によって被害をこうむっている、若しくは、さらなる家庭内暴力の危険にさらされている受給者を不当に不利にすることになる場合においては、…居住要件、…family cap 規定などの要件を…免除する[ことができる]」と規定しているため、州は原則として自由に family cap 規定を課すことができる。そのため、現在でも、この問題は、州裁判所レベルで争われることが多い。

次に、「三において」Family Cap, Child Exclusion をめぐる裁判例を検討することにした。

III Family Cap, Child Exclusion をめぐる裁判例

この節では、まず Family Cap のリーダーディングケースとなった *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970) を検討する。次に、*Dandridge* 判決を引用しつつも、Child Exclusion のリーダーディングケースとなった *C. K. v. SHALALA*, 883 F.Supp. 991 (1995), *C. K. v. New Jersey DHHS*, 92 F.3d 171 (1996) を検討する。そして、この二つの *C. K.* 判決の影響を強く受けている近時の州裁判所の諸判決を検討することにした。

(1) 連邦裁判所における展開

① *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970)

Dandridge 判決は、家族数又は算定される経済的必要度に関係なく、要扶養児童家庭扶助 (Aid to Families with Dependent Children: 以下、AFDCとする) 受給者に対する上限額規制を定めたメリーランド州法が、当時の社会保障法 (The Social Security Act) の「全上の資格ある個人 (all eligible individuals)」に扶助は与えられなければならないとする規定 (当時の 42 U.S.C. § 602 (a) (10)) に反しており、また平等保護違反 (第一四修正違反) であるとして訴えられた事例である。本件の地裁判決である *Williams v. Dandridge*, 297 F. Supp. 450 (1968) においては、当初上限規制は連邦法違反であるとされた。⁽¹³⁾ しかしその後、合衆国連邦最高裁判所 (以下、連邦最高裁) におけるスチュワート裁判官の執筆する法廷意見は、福祉受給者側の主張を退けた。

(A) 連邦法の問題

法廷意見は、まず、AFDCについて州はその財源の分配に広い裁量を有するとした *King v. Smith*, 392 U.S. 309, 318-319 (1968) を引用し、本件における州の上限規制を禁ずる連邦法はないとしている。⁽¹⁴⁾ そして、法廷意見は、「いくつかの扶助 (some aid) が全ての資格ある世帯及び子どもに提供されている限りは」、⁽¹⁵⁾ 本件で問題となっている上限規制は、「全ての資格ある個人」に対する扶助を求める連邦法の規定を侵害するものではなく、一九六七年の社会保障法の改正において連邦議会は上限規制を許容していること (当時の 42 U.S.C. § 602 (a) (23)) からそれは明らかであるとした。

(B) 平等保護 (第一四修正) の問題

この問題につき、前述したように、地裁判決は、違憲であると判断していた。州側の申し立てにおいて、州は、いわ

ゆる「より少ない給付の原則 (principle of less benefit)」に基づき、上限規制は合憲であると主張していた。⁽¹⁶⁾ より少ない給付の原則の主眼は、「公的扶助プログラム又は福祉プログラムは、個人に対して、有用な雇用を、放棄若しくは拒絶し、又は自らの家族を見捨て、家族を扶養するという義務を放棄するということを誘引するものとして作用してはならない⁽¹⁷⁾」ということとされる。そのため、「扶助を受けている世帯に属する個人が、最低限の賃金レベルで雇用されている個人が属する世帯よりも多くを得ることがないようにするため、上限規制は最低賃金に合わせられている⁽¹⁸⁾」と州は主張していた。しかし、地裁判決は、「より少ない給付の原則がこの「上限」規制を有効にするという主張に価値 (merit) は見出せない。われわれがこの結論にたどり着いたのは、この規制が文面上はAFDCの資格者のサブカテゴリーに「その適用が」限定されていないが、AFDC資格者をグループとして適用する意図を持っており、実際にどのように適用されているからである。州が主張する諸目的は、それ自体、又は、組み合わせによっては、AFDCの資格者のサブカテゴリーの一つか、一つ以上とは論理的つながりを有するかもしれないが、「AFDC資格者という」グループ全体には何らの論理的つながりを有していない。したがって、この規制は、文面上広範にすぎる (overreaching) ゆえに無効である⁽¹⁹⁾」と判示していた。

それに対して、連邦最高裁における法廷意見は、「もし本件が自由な発言を保障する第一修正違反であると主張される政府の活動が関連する事案であったならば、『広範に過ぎる (overreaching)』という判示は重要であるだろうし、決定的であるかもしれない。…しかし、『広範にすぎる (overreaching)』というコンセプトは本件において存在する意味がない⁽²⁰⁾」として、文面上の広範さというアプローチを採用することを拒絶した。

そして、法廷意見は、「経済及び社会福祉の分野においては、州は単にその法による分類が不完全であるからといって平等保護条項に違反することにはならず、合理的根拠があれば、憲法に違反することにはならない⁽²¹⁾」と述べ、合理性

の審査基準を用いることを述べている。その上で法廷意見は「確かに、公的扶助の行政は、困窮する人間の最も根本的な経済的ニーズに関わるものであり、合理性の基準が採られてきた商工業の事業規制の事案とは著しく真の事実に基づく差異があることは認識しているが、異なる憲法上の基準を適用する根拠を見出すことはできない⁽²²⁾」とし、「公的扶助プログラムによって提起される、経済的、社会的、哲学的でさえある、手に負えない問題は裁判所が扱う問題ではない⁽²³⁾」とした。法廷意見は、「Goldberg 判決 [Goldberg v. Kelly, 397 U.S. 254 (1970)] のように一定の手続的保護を憲法は与えてはいるものの、州の公務員は無数の潜在的受給者の間で限られた公的福祉財源を割り当てるといふ難しい責任を負っているのかどうかということに対して、結果論として批判する権限を憲法は裁判所に与えていない⁽²⁴⁾」として当該州法は合憲であると判示した。

法廷意見の緩やかな審査について、ブレナン裁判官の同調するマーシャル裁判官の反対意見は、「法廷意見は、社会福祉行政領域に適用可能な憲法原理としての平等原則を骨抜きにした⁽²⁵⁾」と批判する。マーシャル裁判官は、本事案で問題となったような上限規制を下級裁判所は全て無効にしてきたことに脚注で触れている⁽²⁶⁾。その上で、マーシャル裁判官は、扶助が認められる子どもと認められない子どもとの間の区別は、その子どもが産まれた世帯の人数のみに基づくものであって、「現実に扶助が支払われる個人の集団 (class) は、AFDC が扶助することが予定されている集団 (class)、すなわち全ての要扶養児童の観点に照らせば、ひどく過小包摂 (underinclusive) である。このような過小包摂は、『合理的な分類を要求する平等保護の明らかな違反』を示しており、州によるこの分類についての積極的な正当化を必要とする⁽²⁷⁾」と述べている。

にもかかわらず、マーシャル裁判官によれば、法廷意見は正当化を精査しようとはせず、「むしろ、この裁判所が用いてきた平等保護の問題に対する二つの異なったアプローチ〔合理性の基準の適用か、基本的権利が関連することに

焦点を当てた審査基準の適用か」の間の抽象的な二分法に焦点を当てることによって、正当化を精査するという仕事を避けている⁽²⁸⁾とされる。そして、マーシャル裁判官は、伝統的に合理性の基準が適用されてきたのは、本事案とは全く異なる商業規制の事案であり、また、本件における平等保護の分析は、アプリアリな、権利、基本的な権利の定義によって進められるべきではないと主張する⁽²⁹⁾。マーシャル裁判官によれば、「問題となっている分類の特徴 (character)、受給していない政府給付において差別されている集団 (class) の個人にとっての相対的重要性、その分類を支える州の利益⁽³⁰⁾」という三つの要素を検討するべきであるとされる。

そして、その三つの要素について本事案を検討すると、法廷意見も認めるように商業の規制における平等保護の事案とは明確に区別される個人の利益が問題となっており、本事案における区別は子どもがコントロールできない要素に基づく差別であって、主張される州の利益は福祉受給者に対する就労インセンティブと最低賃金で生活をする人々との間のうわべの平等であるとマーシャル裁判官は述べている⁽³¹⁾。

その上で、マーシャル裁判官は、HEWの報告書を引用して多くの州において上限規制は最低賃金とは関係がないことを示し⁽³²⁾、就労インセンティブという根拠にはAFDC受給者の相当数が事実上は就労可能であるという想定が不可欠であるが、就労ができない者にとってはこのインセンティブは働かず、AFDCの目的は「子ども」⁽³³⁾に対する扶助を提供することであるのに、両親に対する就労インセンティブのために子どもから扶助を奪うものであり⁽³⁴⁾、就労促進という州の利益が正当だとしても大家族のみに影響を与えるものであるから過小包摂であると批判している⁽³⁵⁾。

マーシャル裁判官は合理性の基準によってもこの規制は認められないとしつつも、最終的には「彼らは、州によって差別されている貧しい要扶養児童と家族である。その差別の根拠—その個人が大家族に属しているか小家族に属しているか—は、あまりに恣意的であって、「州が」主張する論理的根拠とはあまりに無関係である。その差別された者に対

するインパクトは—最低限度の生活さえも否定すること—はあまりに大きく、「上限規制をすることによって」想定されている〔州の〕利益はあまりに不自然で、憲法の要求を充たすには弱すぎる。私の見解では、メリーランド州の上限規制は第一四修正の平等保護条項の下では無効である、私は地裁の判断を支持する。⁽³⁶⁾と述べ、単なる合理性以上の審査を用いて、平等保護違反との判断を下している。

(C) 検討

マーシャル裁判官による反対意見と同様の指摘は、学説上もなされている。例えば、トライブ (Laurence H. Tribe) は、本判決によって「福祉に関する立法は優先的な地位を奪われ、最も緩やかな司法審査のみが求められる社会経済分野における州の規制と同じものとして扱われることとなった」⁽³⁷⁾と指摘する。また、他の論者によっても「Goldberg 判決において、裁判所は、他の経済的利益には拡大されない、特別なデュー・プロセスによる保護を福祉に対して拡張することを正当化するために、福祉の重要性に依拠していた。福祉の重要性は、同様に、平等保護条項の下で福祉が特別な保護を受ける資格があるという結論を指し示すように思われる。Goldberg 判決は、福祉はとても重要なものであるから、政治的及び行政上のプロセスは福祉に関して公平に (justly) 作用するということは特に守られなければならない (imperative) ということを警告しているように思われる。∴積極的な平等保護の審査は、∴福祉を実体的な憲法上の権利としての地位まで押し上げるものではない。積極的な審査は単に、福祉の割り当ての際に、より精密さ (precision) をもっておこなうことを州に要求するに過ぎない。」⁽³⁸⁾として、積極的な審査を用いれば、この上限規制は違憲となると論じられている。⁽³⁹⁾

確かに、マーシャル裁判官の反対意見のように、福祉給付を受ける地位が憲法上の (基本的な) 権利か否かという点にまで踏み込まなくとも、単なる合理性の基準以上の審査を行えば、本事案においても違憲判断を下すことは、少なく

とも理論上は可能であるように思われる。もつとも、マーシャル裁判官が詳細に検討した就労インセンティブと上限規制との関連性については、法廷意見も認識していないわけではなかった。法廷意見は「確かに、いくつかのAFDC世帯においては、働くことができる人が誰もいないかもしれない。その決定されたニーズ基準が上限規制よりも低いためにニーズ基準通りの扶助を受給するAFDC世帯に関しては、就労インセンティブは働かないことも確かである。しかし、平等保護条項は、州に対しては、問題の全ての側面に取り組むか、それとも全くその問題に取り組まないかのどちらかを選択することを要求しない〔Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co., 220 U.S. 61 (1911)を引用〕。州の行動が合理的に基礎付けられ、不快な差別ではないということでも十分なのである。この規制は、この基準を満たす⁽⁴⁰⁾。」と述べていた。

このことは、福祉領域においては、裁判所が不合理性を(かなりの程度)認識したとしても、それが違憲判断を引き出すことは稀であるという、かねてより指摘されていることを指し示しているに過ぎないともいえよう。しかし、仮に結論が合憲とされるにせよ、法廷意見が「これによって法律が違憲とされるのはきわめて例外的⁽⁴¹⁾」とされる審査基準を適用したことに疑問が残る。

しかし、このような学説上の批判にもかかわらず、その後Dandridge判決は、上限規制にとどまらず福祉領域全般における合理性の基準(緩やかな司法審査)を確立した判決として、日本における堀木訴訟最高裁判決と同じような影響力を今日でも及ぼし続けているといつてよいであろう。⁽⁴²⁾ 例えば、障害者保険と労働者災害補償保険との併給削減規定が合憲とされたRichardson v. Belcher, 404 U.S. 78 (1971)はDandridge判決を引用し合憲と判断し、連邦から扶助を受ける他のプログラムの受給者よりもAFDC受給者に対する給付が少ないことが問題となったJefferson v. Hackney, 406 U.S. 535 (1972)においても、Dandridge判決が引用され、合憲と判断されており、その影響がみてとれる。⁽⁴³⁾

そして、Dandridge判決の影響は、判決直後の事案に対してのみならず、九〇年代以降の連邦下級裁判所におけるChild Exclusionをめぐる諸判決にも及んでいる。次に、その点について、検討することにした。

② C. K. v. SHALALA, 883 F.Supp. 991 (1995). (以下、C. K. Iとする)

ニュージャージー州によるFamily Capを導入することのウェイバー要請⁽⁴⁴⁾を認めた保健・福祉省の決定を、Family Capは平等保護とデュー・プロセス(子どもを産む権利)を不当に侵害するものであるとして、AFDC受給者が訴えた事例である。法廷意見は合憲と判断した。

(A) 平等保護との関係

法廷意見は、まず「本件の立法は、子どもに対する両親の行動の責任(onus)を指導する(direct)ものでもなければ、子どもから自らの両親の行動がなければ受け取れたかもしれない給付を完全に奪うものでもない。むしろ、ニュージャージー州のFamily Capは、その『上限がかかっている(capped)』家族の収入において、新たな子どもを持つことを許す一方で、単にAFDC受給世帯に認められる給付額に上限を課しているだけである。」⁽⁴⁵⁾と述べている。そして、先のDandridge判決などを引用しながら、合理性の基準を適用することを述べた上で、「ニュージャージー州のFamily Capは、正当な政府目的に合理的に関連している。Family Capによって達成される州の(そして、社会の)利益は、…即ち、AFDC受給者に働いている人々と同じインセンティブの社会構造を与え、個人の責任を促進し、世帯(family unit)を安定させることである。」⁽⁴⁶⁾とし、これらの利益は明らかに正当であり、福祉受給世帯を就労世帯と同様の状況におくことは、福祉改革の合理的かつ適切な目的であると述べている。

法廷意見は、「Family Capは、新しい子どもが産まれたにもかかわらずAFDCの給付金レベルを維持することによって、新たな子どもを産むことによって自動的に賃金上がるわけではない就労世帯と同じ状況に福祉受給世帯をお

くものである。このことは、子どもが産まれることによる給付の増加がもはや利用できないという形式での福祉「受給者」の「就労世帯に対する」『優位さ (advantage)』はもはやないということによって、今度は、給付金の上限は両親が福祉受給を離れて労働力となることのインセンティブを与えるという道理に基づいた (reasoned) 合理的な立法府の決定を反映する。立法がきっかけとなった雇用に入らせよう又は雇用に戻そうとする起動力は、個人責任を奨励するためのみならず、自立を達成する際の AFD C 受給者を助けるために、州による合理的な決定をさらに説明するものである。さらに、Family Cap が、受給者が子どもを持つ前に自らの福祉給付の変化のないレベルを考慮しなければならぬというメッセージ、家族の不安定性を促進するだけの非嫡出子の割合を改善し、現在福祉受給者を苦しめている貧困のサイクルを壊すという効果を合理的に持つかもしれないというメッセージを伝えていることは反論できるものではない。⁽⁴⁷⁾」として、詳細にその合理性を述べている。

そして法廷意見は、「確かに、立法府が福祉給付と福祉受給者の行動に変化をもたらすために採用できたかもしれない他の手段又は方法があるかもしれない。しかしながら、私の調査は、∴ 実際何が行われたかを審査することに限定されている。本件において、福祉を改革する際の州の利益が正当であることは明らかである。∴ ニュージャージー州がその改革の目的を合理的かつ筋道の通ったやり方で達成しようとしたことは今までの議論より明らかである。」⁽⁴⁸⁾として、原告の主張を退けた。

(B) 子どもを産む権利との関係

法廷意見は、原告の主張によれば「Family Cap は、もし州が気にいらぬ (disfavored) 生殖の決定をすれば福祉受給者に給付を否定することによって生殖の行動を変えさせようとする政府の試みであるということになる。」⁽⁴⁹⁾としたうえで、以下のように述べ、原告の主張を退けた。

法廷意見は、「本件は、Family Capは原告の生殖に関する選択を条件として、給付の受け取りを左右するものでは決していないのだから、ニュージャージー州が不当に原告の生殖に関する選択に負担を課しているものではない。原告は州が受給者の生殖に関する選択に対して助成しないことが個人の生殖に関する自由を侵害すると主張するだろうが、この主張は的外れである。AFDC受給世帯はその世帯のメンバーが新たな子どもを妊娠又は出産しようとしまいと、依然として今も、かつ、将来も給付を受ける資格を有している。従来新たな子どもが産まれれば受給世帯に認められていた給付が今後はなくなる一方で、その世帯は扶助額が減らされることもなく、実際のところ以前と同じレベルの給付を受け取り続ける。言い換えれば、ニュージャージー州の立法行為は、受給者が新たな妊娠又は出産をすることを妨げることは何もしておらず、単に連邦プログラムの下での新たな子どもに関連する自動的な給付の増加をやめただけにすぎない⁽⁵⁰⁾。」と述べている。

その上で、法廷意見は「本裁判所は、女性が、彼女の出産に関する選択に関する政府の干渉から自由である権利を有することを認識するが、『権利行使者が』保護された選択の完全な範囲を利用するための財政的な資源に対する憲法上のエンタイトルメントを、その選択の自由が伴っているわけではない⁽⁵¹⁾。したがって、Family Capは原告の出産に関する権利を侵害していない⁽⁵²⁾。」と判示した。法廷意見は、「ニュージャージー州の福祉改革の提案は、福祉受給を受けている母が選択するのと同じ数だけの子どもを産むという権利を制限するものではなく、単に彼女が彼女の子どものケアを支払う道を見つけることを要求するものである。これは差別ではない。むしろ、これは、外部の援助の期待なしに自らの子どもを扶養する多くの就労家族に知られている現実なのである。」⁽⁵³⁾と述べている。

③ C. K. v. New Jersey DHHS, 92 F.3d 171 (3rd Cir. 1996). (コト、C. K. II とする。)

その後、C. K. Iの判断は控訴審においてもそのまま是認された。裁判所は、地裁の判決を引用しつつ「われわれは、

生殖に関する選択に州が助成をしなかったことが、その選択に負担を課していると判示することは驚くべきことであると述べる以外には、地裁の判断に何も付け加えるべきことはない。…原告の生殖に関する選択に負担を課しているというよりもむしろ、「Family Capは」その選択に関して中立の立場である。…裁判所は、ニュージャージー州の福祉改革の努力は『…福祉依存のサイクルを変える』という州の正当な利益に合理的に関連していると認める。われわれは、地裁の判断を覆す理由は何もないと判断する。⁽⁵⁴⁾と述べたのである。

このC. K. I及びC. K. II判決は、その後、州裁判所における判断にも大きく影響を与えた。次に、州裁判所における裁判例を検討することにした。

(2) 州裁判所における展開

① Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS, 794 A.2d 822 (N. J. Super. A. D. 2002)

TANF制度のもとで運用されている福祉給付の受給者が、新しい子ども誕生にかかる現金給付の増加を拒絶するFamily Capが、州憲法下における平等保護に違反するとして、クラスアクションを起こしたニュージャージー州の訴審の事例である。裁判所は、Family Capは福祉受給者に、州憲法下での平等保護を否定するものではないと判示した。

原告は、「Family Capは、貧しい女性に生殖の選択 (reproductive choice) を強要するという違憲の効果を有し、それによって貧しい女性のプライバシー権を侵害しており、貧しい女性が妊娠しないようにさせるために制定されたものである。…すでに福祉給付を受給している「cap規定に該当する子ども」と同様に貧しい子どもはcap規定に該当しない一方で、貧しい子どもの特定集団は、単に自らの家族が福祉受給中であるときに産まれたというだけで給付を否定

されているのだから、子どもとその家族の平等保護が侵害されている⁽⁵⁵⁾」と主張した。

一方、州は、「Family Capは、責任と自立 (Self-reliance) を促進し、福祉依存を減らすという正当な政府の目的に資するものであり、出産するという女性の基本的な権利の行使に不利益を課すものでもなければ、疑わしい分類に基づいて差別をしているわけでもない。」と主張した。⁽⁵⁶⁾

裁判所は、まず合衆国憲法の枠組での判断として、C.K. IとC.K. IIを引用し、「本件で解決されなければならない主要な問題—Family Capが福祉受給者のプライバシー権を侵害し、受給者の平等保護を否定するものであるかどうか—is、合衆国憲法下において解決されてきた⁽⁵⁷⁾」と述べて、合憲と判断した。

そして次に、州憲法の枠組での判断としては、「生殖の決定をするという女性のプライバシー権は、基本的なものであり憲法上保護されるものである。∴ Family Capは子どもを持つという女性の権利に実質的に干渉するものではない。彼女は、たとえ追加の現金給付が得られなくても、依然として子どもを産むかもしれないのである。」⁽⁵⁸⁾として、福祉受給者を減らし彼らを就労家族と同じ環境におくという政府目的は合理的であり、Family Capはその正当かつ合理的な目的と実質的な関係を有しているとして合憲と判断した。

② Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS, 828 A.2d 306 (N. J. 2003).

前述の①判決は、その後 Sojourner A. v. N. J. Dept of Human Servs., 803 A. 2d 1165 (2002) において意見確認 (certification) が認められ、ニュージャージー州の最高裁においても、合憲と判断された。

裁判所は、まず合衆国憲法の枠組での判断を行い、「原告は、この訴訟をニュージャージー州憲法下でおこなっている。しかし、合衆国憲法と同起源の規定が関連しているときには、その合衆国憲法の規定に関わる判例法を指標として参照してきた⁽⁵⁹⁾」として、C.K. IとC.K. IIを引用して、合憲と判断した。

次に、裁判所は、州憲法の枠組での判断を行い、その上でまた合憲判断を下した。裁判所は、「現金給付を増加させないことによつて、州は不当に福祉受給者の生殖に関する選択に影響を与えていると原告は主張する。しかし、われわれがその世帯にとつての現金給付にかかる上限が生殖に関する選択に影響を与えていると仮定しても、われわれはその影響が『不当』なものだとは認識しないし、それによつて新たな負担が作られているとも考えない。その収入源が何であれ、家族世帯の収入は、女性が妊娠し、又は出産するという決定に影響を与えるということは予期している。それは、ニュージャージー州のたいの家族にあてはまることである。C. K. I.において連邦裁判所が述べたように、就労家族は、新たな子どもが産まれたときに自動的に賃金が増えるわけではない」と述べている。⁽⁶⁰⁾

そして、裁判所は「本件は、子どもを産むかどうか、いつ子どもを産むかという女性の選択に関する権利についてのものではない。その選択に州が助成をしなければならぬかどうかという問題である。∴われわれは、ある女性の家族が福祉給付を受けてから一〇ヶ月以上後に、その女性が子どもを産む選択をしたときは追加の現金給付を行うことを州は要求されてはいない。」⁽⁶¹⁾として、合憲と判断した。

③ N. B. v. SYBINSKI, 724 N.E.2d 1103 (Ind. App. 2000).

TANF受給者とその未成年の子どもが、Family Capの規定を争った事例において、Family Capが平等保護、実体的デュー・プロセスに違反しないと判示されたインディアナ州の控訴審の事例である。

(A) 平等保護についての判断

平等保護に関して、原告は、Family Cap規定はTANF受給者グループにおける子ども間で差別をしているために違憲であると主張していた。⁽⁶²⁾本件において、インディアナ州行政法典第四七〇編規則一四一―二によつてFamily CapはTANF給付を受けてから一〇ヵ月後に産まれた子どもは追加給付を受けないと定めていた。しかし、インディアナ

州行政法典第四七〇編規則一四二二(b)(3)により、もしその子どもが親以外の資格のある後見人 (care-taker) と一緒に住んでいるのならば子どもは給付を受け取ることができた。そのために原告は、TANF 受給家族には現金給付に上限をかける一方で、子どもが親ではなく後見人と住んでいれば給付を許すことは、子どもの最も基本的な物理的ニーズが満たされることを確保するための世帯 (family unit) をこわすことを両親に強いるものだと主張したのである。

原告は、両親と一緒に住んでいる給付金の上限がかかっている子どもと、後見人 (caretaker) と一緒に住んでいる給付金の上限がかかっている子どもとの間の区別は、合理的な基礎を欠くものであり、世帯の権利に制限を課すものであると主張した。それゆえに、原告は、Family Cap は基本的な権利を制限するものである以上、厳格審査に服すべきであると主張したのである。

しかし、裁判所は、「Family Cap は家族構造にいくばくかの偶発的な (incidental) 影響を持つかもしれないが、そのような効果が高度な審査レベルを要求することには同意しない。」⁽⁶³⁾として、厳格な審査基準を用いることを退けた。

その上で裁判所は、「原告は、Family Cap は世帯という基本的な権利 (fundamental rights of family unit) に干渉することによって、親が、子どもが給付を受け取ることができるようにするために他の家に「給付金の」上限がかかっている子どもを送ることを強いるものであると主張する。しかし、Family Cap は「給付金の」上限がかかっている子どもがその家から追い出されることを要求しているわけではない。Family Cap は単にほかの誰かの子どもへの世話をする責任を引き受けた個人への経済的サポートを行っているだけである。「給付金の」上限がかかっている子どもへの親は、自らの家に子どもをおき続けることができる。しかし、彼らは追加の現金給付を受け取ることではない。」⁽⁶⁴⁾と判示した。

そして、Family Cap は世帯という基本的な権利を行使したことによって親を罰するものであるとの原告の主張に対

しては、「インディアナ州は、TANFの受給者が家に「給付金の」上限がかかっている子どもをおき続けることを禁ずることは何もしていない。むしろ、州は、単に…自動的に給付の増加をやめることによって親の基本的な権利に助成をしないことを選んだに過ぎない。[C.K.I判決やC.K.II判決、Rust v. Sullivan, 505 U.S. 173 (1990)]を参照した後」]、Family Capの効果を避けるために、いくつかの家庭は家から「給付金の」上限がかかっている子どもを移すことを選択するかもしれないという事実は、そのルールに強制的な効果を与え、それを違憲なものにするものではない。Family Capは基本的な権利を制限していないと根拠付けることによって、われわれは合理性の審査基準の下での分類を審査する⁽⁶⁵⁾。」として、あくまで合理性の審査基準のもとで判断を下すことを述べている。

そして、裁判所は「[合理性の審査基準の下で審査すると、]州の利益は記録で出されたものによく現れている。すなわち、TANF受給者に働いている人々のインセンティブと同じ構造を与え、個人責任を促進し、世帯(family unit)を強め安定化させることである。これらの利益は明らかに正当である。Dandridge判決で最高裁が述べたように、『雇用を奨励し、福祉受給者世帯と働いている貧困世帯の間の差別を避けるといふ州の正当な利益のうち、規制を行うしつかりとした基礎が見出せる。』⁽⁶⁶⁾さらに、州は『働くことができる市民にそうさせ、個人的及び家族のサポートに加えて社会的な福利にも貢献するように奨励する際には正当な利益』⁽⁶⁷⁾を有している。⁽⁶⁸⁾と述べてFamily Capを導入した州の利益は正当なものであること述べている。

裁判所は、本件と事案が似ているC.K.IIの判示がC.K.Iの分析を採用していたことを述べた上で、⁽⁶⁹⁾それと同じように、「いいで、われわれは、Family Capは自立を促進するという州の利益に合理的に関連していると結論付ける。Dandridge判決で最高裁が述べたように、『経済及び社会福祉の分野においては、州は単にその法による分類が不完全であるからといって平等保護条項に違反することにはならず、合理的根拠があれば、憲法に違反することにはならない。』

もしその分類がいくばくかの合理的な基礎を有しているならば、単にその分類が厳密な正確さでつくられていない又は実際は不平等が生じるからといって憲法に違反していることにはならない。⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾』と述べている。

そして裁判所は、Family Capの目的が福祉受給者の出生率を減らすことであるのかどうかは当事者間が争っているものの、「州は福祉受給者が子どもを産むにあたって責任を持って行動することを奨励する正当な利益を有している。州は原告から子どもを持つ権利を奪ってはいない。むしろ、州は単に新たな子どもにかかるコストの増加を助成しないことを選んだだけにすぎない。Family Cap規定がTANF受給者の間の出生率を低くするかもしれない一方で、われわれは、そのような効果が州の唯一の利益であるとする原告の主張に根拠を見出せない。州が福祉制度を改革するため選べたかもしれない他の方法があるかもしれないことは認識するけれども、インディアナ州は合理的なやり方でその改革の目的を果たそうと努力したとわれわれは結論付ける。」⁽⁷²⁾としている。

そして、裁判所は、「親と一緒に住んでいない子どもに対するインディアナの給付政策もまた合理的である。その政策はそうでなければ見捨てられているかもしれない子どもを世話するように「親以外の」個人を励ますものである。州はそのような子どものための適切な場所を見つけ、世話されることを確保するという正当な利益を有している。両親ではない資格のある後見人に給付金を与えることによって、州は最小限ではあるが、その後見人たちにインセンティブを与える。∴TANF受給者グループ内での分類は適切な州の目的にとって合理的な関係を有していると結論付ける。」⁽⁷³⁾とした。

(B) 実体的デュー・プロセスについての判断

裁判所は、州と連邦の実体的デュー・プロセスの分析は同一であることを述べたうえで、「実体的デュー・プロセス違反を主張する際には、その法がわれわれの国の歴史に深く根ざしている基本的権利又は自由を侵害しているか、その

法が、許容される州の目的に実質的な関連を有していないことを示さなければならぬ⁽⁷⁴⁾と述べた。そして、原告が主張するように、Family Cap は世帯という基本的な権利を制限し、Family Cap は許される州の目的に実質的な関連を有していないのかという点について、検討を以下のように加えた。

裁判所は、まず Family Cap が世帯という基本的な権利を制限しているかどうかにつき、「すでに述べたように、Family Cap は世帯という基本的な権利を侵害していない。TANF 受給者は新たな子どものための現金給付の増加を受け取らない一方で、家から「給付金の」上限がかかった子どもを移すことを強いられてはいない。『デュー・プロセス条項によって保護される自由は個人の特定の決定に関する選択の自由への不当な政府の干渉に対する保護を与えているが、デュー・プロセス条項はそのような自由のすべてのアドバンテージを実現するために必要とされる財源に対するエンタイトルメントを与えるものではない』⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾」として、基本的な権利の侵害には当たらないと判断した。

そして、Family Cap と州の目的との間の関連性については、実体的デュー・プロセスの主張を成功させるためには、原告は Family Cap が恣意的 (arbitrary and capricious) であることを示さなくてはならないが、州は福祉を改革する正当な利益を有しており、原告は合理的な正当化がないということを説明できていないと裁判所は述べている。⁽⁷⁷⁾ 裁判所は、(C. K. I 判決において述べられていたこと⁽⁷⁸⁾に再び言及しながら) 平等保護のところ⁽⁷⁹⁾で述べたことと同じ理由で、「Family Cap は合理的な基礎を有していると判示する。したがって、Family Cap は合衆国憲法の下でもインディアナ州憲法の下でも実体的デュー・プロセスに違反するものではない。」と結論付けた。

(3) 検討

これらの諸判決に対しては、大別して三つの批判がなされている。

福祉給付を受ける地位と平等

第一に、これらの判決は、貧困家庭のみに異なった家族法ルールを適用しているとして、批判されることがある。例えば、家族法の研究者でもあるハズデイ (Jill Elaine Hasday) は、「Family Cap 規定を審査したすべての裁判所は、Family Cap 規定を完全に福祉法として分類し、家族法の側面からは認識せず、家族法の先例を適用せず、なぜ異なった家族法ルールが貧困家庭に適しているのかということの説明することはしなかった。例えば、Sojourner 判決は、自立 (self-sufficiency) を促進し、福祉への依存を減らすために計画されているという根拠に基づいて、ニュージャーシー州の Family Cap を支持した。そして、両親の行いに基づいて子ども間で区別するというプログラムによって提起される法的問題については単に扱わなかった。C. K. I 及び C. K. II 判決も、Dandridge 判決に依拠して、Family Cap が家族の権利に影響を与える法律として認識されなければならないという主張をそらして (deflect)、ニュージャーシー州の Family Cap を支持した。N. B. 判決は…family cap が家族構造にもたらす影響をよくても『偶然的な (incidental)』ものとしてはねのけ、家族構造に影響を与える法に一般的に適用される厳格審査 (the heightened judicial scrutiny) を採用することを拒絶した。」と批判している。⁽⁸⁰⁾

第二に、これらの諸判決は、判決文は Family Cap となっているが、実際には Child Exclusion が問題となった事案ばかりであるため、Child Exclusion が問題となった C. K. I 判決が、Family Cap が問題となった Dandridge 判決を引用したことが批判されている。例えば、「Child Exclusion 条項の下では、彼又は彼女が給付を将来受給するか否かを決定するのはその子どもの誕生のタイミングであって、そのことは Dandridge 判決において異議が申し立てられた family cap では問題にならなかった方法で、福祉を受給している母親の生殖の決定に対して直接的に関連している。」⁽⁸¹⁾という指摘が、それにあたる。

そのことは、「真の Family Cap の下では、全ての三人の子どもを有する世帯は同額の扶助を受ける。…しかし

Child Exclusion の下では、その発効日に三人の子どもがいる福祉受給世帯はそのサイズのグループのニーズに基づいて計算された扶助を受給し続けるのに対し、その発効日においては二人の子どもがいたが、その後三人目の子どもが産まれた際には、ニーズに関係なく、追加給付を受給しないことになる⁽⁸²⁾のであって、平等保護というよりは実体的デュー・プロセスが問題となった Dandridge 判決を、平等保護が焦点となった本事案に適用することは無理があるとも指摘されている。

第三に、就労インセンティブとの関係は、Dandridge 判決においても争われたところであるが、二つの C. K. 判決が示した、その規制が受給者に対し就労しようとする財政的インセンティブを与えるという判示に対しては、妊娠している受給者が取りうる選択は、中絶、養子縁組、両親からサポートを得ること、未婚であれば結婚など、他の多くの選択肢がありうる⁽⁸³⁾と指摘されている。また、福祉受給世帯とその他の世帯との間の比較が、あまりに単純に過ぎる一般化であるとも批判されている⁽⁸⁴⁾。二つの C. K. 判決と同様に、Sojourner 判決も N. B. 判決も「Caps は福祉受給者を『就労している人々 (working people)』と単に同等に扱うという指針を裁判所は採用している⁽⁸⁵⁾」として、批判されているのである。

確かに、平等の問題として争ったとしても、平等は「誰と比較するかにより、どの権利がどの程度不平等扱いされているかが異なる⁽⁸⁶⁾ことがある⁽⁸⁶⁾」のであって、「就労している (貧しい) 個人又は世帯」との単純な比較が行われるのであれば、事実上勝ち目はないということになるろう。

四 結語に代えて—残された課題—

本稿では、アメリカにおける Family Cap, Child Exclusion をめぐる判例法理を考察することにより、福祉給付を受

ける地位と平等の問題を考察してきた。本稿で検討した裁判例においては、福祉給付を受ける地位に関連する諸条件は、原則として Dandridge 判決が示した合理性の基準によって審査されており、平等保護についての緻密な検討が加えられることはなかった。この点、社会福祉領域における平等の問題につき、わが国においても「堀木訴訟判決のような二五条解釈と立法裁量の強調を前提として平等原則違反の有無を審査する司法のあり方は、再考されるべき⁽⁸⁷⁾」という指摘がなされることと同様の状況にアメリカもあるといえよう。そのことは、Dandridge 判決におけるマーシャル裁判官による反対意見によっても指摘されていたのである。

そして、本稿で検討した裁判例においては、福祉受給者と、給付を受給していない就労している貧しい世帯という比較がなされていた。このような比較は、近年わが国における生活扶助基準に関する検討会においても検討されたところである。⁽⁸⁸⁾ わが国における生活保護制度は水準均衡方式を採用しており、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡をはかるということが求められている。しかし、一般低所得世帯との均衡を図る際には、稼働能力があるのに確信的にフリーライダーをする「サーファーの自由」を認めるわけにはいかないとしても、⁽⁸⁹⁾ 過度に就労にこだわることは問題があるように思われる。「働いて収入を得ること」については、「自律」の観念が「自立」を含むと仮定するならば、⁽⁹⁰⁾ フェミニズムから自立と有償労働の結びつきに重点をおくものであり、(女性が主に担う)不払いの家事や育児の労働を不当に低く評価することにつながると批判されよう。⁽⁹¹⁾ 「自律」が「自立」を含むものなのか、「自立」と評価されるのは有償労働のみなのかという点は、今後検討する必要がある。そのことは、原則として世帯単位で福祉政策が行われてきたことと福祉政策が想定してきた家族像の崩壊というミスマッチな現状をどのように解決すべきか、という問題とも関連するが、その際には、従来から論じられてきた憲法二四条と二三条との緊張関係を、福祉領域において、再度検討することが求められるように思われる。

また、Family Cap, Child Exclusion は、本稿で検討した平等保護に関する判例法理に照らせば、違憲とは判断されないとしても、本稿での詳しい検討の射程外としていた、子どもを産む権利、家族を形成する権利との関係については違憲と判断する余地が理論上はあるようにも思われる。この点、学説においては Child Exclusion の問題に「違憲の条件の法理」を用いることを主張する見解もある⁽⁹³⁾。もっとも、その主張に対しては、「憲法上の権利行使に負荷をかけているか、それとも単に助成をしていないだけなのか」の区別が判例上不明確なため、違憲の条件の法理を用いたとしても Child Exclusion をめぐる事例では権利保護を認めることは困難であるとも指摘されている⁽⁹⁴⁾。この点についても、詳細な検討は、別稿の課題としたい。

- (1) Cass R. Sunstein, *The Anticaste Principle*, 92 MICH. L. REV. 2410 (1994).
- (2) William F. Forbath, *Not So Simple Justice: Frank Michelman on Social Rights, 1969-Present*, 39 TULSA L. REV. 597, 615 (2004).
- (3) この点、工藤教授は勝ち目が無い二五条ではなく一四条で勝負する戦略は最高裁で完全に否定されたと述べている。工藤達朗「学無年金障害者と憲法二五条・一四条」判例セレクト二〇〇七（法教三三〇号別冊付録）四頁。
- (4) 西原博史「平等と比例原則」法時七三巻八号（二〇〇一年）九七頁。
- (5) 野中俊彦ほか「憲法」（有斐閣、第四版、二〇〇六年）二八一頁「野中俊彦執筆」。あわせて、小山剛「生存権の法的性格」LS憲法研究会編『プロセス演習憲法』（信山社、第三版、二〇〇七年）三六一頁参照。
- (6) 安西文雄「論文紹介 平等エンプロティ論の展開」アメリカ法一九九八—（一九九八年）七八頁。Peter Westen, *The Empty Idea of Equality*, 95 HARV. L. REV. 537 (1982).
- (7) 関連して、尾形健「憲法と社会保障法の交錯」季刊社会保障研究四一卷四号（二〇〇六年）三三二頁参照。
- (8) 葛西まゆこ「介護保険料賦課処分と憲法一四条・二五条」賃金と社会保障一四三〇号（二〇〇六年）六三頁、同「社会保障法判例」季刊社会保障研究四二巻四号（二〇〇七年）四二四頁、堀勝洋『社会保障法総論』（東京大学出版会、第二版、二〇〇四年）一五五頁参照。もっとも、安西教授が述べるように「差別問題は、明示的な区別指標によるものにとどまらない」のであって、「従前

からの差別の害が蓄積し社会自体が歪んでいることを前提として、それにどう対処するかという問題もあることに注意しなければならない」。安西文雄「平等権論の問題点と課題」憲法理論研究会編『憲法五〇年の人権と憲法裁判』（敬文堂、一九九七年）一三三頁参照。

- (6) Martha Minow, *MAKING ALL THE DIFFERENCE* (1990). 関連して、小久保祥恵「差異と平等」同志社法学五六巻一号（二〇〇四年）七九—一二二頁参照。
- (10) Cass R. Sunstein, *supra* note 1, at 2414-2419.
- (11) Kelly J. Gastley, *Why Family Cap Laws Just Aren't Getting It Done*, 46 *W.M. & MARY L. REV.* 373, 386 (2004).
- (12) TANF制度は、Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, Pub. L. No. 104-193 (P.L. WORKA) によって、AFDC制度に代えて導入されたものである。なお、TANFプログラムは、幾度かの暫定措置を経て、The Deficit Reduction Act of 2005, Pub. L. No. 109-171, 120 Stat. 4, 246, 二〇一〇年度まで延長 (Reauthorize) されている。なお、連邦最高裁判官は、ダグラス裁判官は反対意見を執筆し、この地裁判決の判断を回調している。See, 397 U.S. 471, 490-508 (Douglas J., dissenting). このダグラス裁判官の反対意見が King v. Smith, 392 U.S. 309, 334-335 (1968) の同意意見とみなされ、自らの主張をそれとなく覆ったことを指摘するものとして、See, *The Supreme Court, 1969 Term*, 84 *HARV. L. REV.* 60, 61 n. 7 (1970).
- (14) Dandridge v. Williams, 397 U.S. 471, 480 (1970).
- (15) *Id.* at 481.
- (16) Williams v. Dandridge, 297 F.Supp. 450, 467 (1968).
- (17) *Id.*
- (18) *Id.*
- (19) *Id.* at 467-468.
- (20) Dandridge, 397 U.S. at 484.
- (21) *Id.* at 485.
- (22) *Id.*
- (23) *Id.* at 487.
- (24) *Id.*
- (25) *Id.* at 508 (Marshall, J., dissenting).

- (26) *Id.* at 518 n. 10. なぎ 引用してゐる判例は *Dews v. Henry*, 297 F. Supp. 587 (1969), *Westberry v. Fisher*, 297 F. Supp. 1109 (1969), *Lindsey v. Smith*, 303 F. Supp. 1203 (1969), *Kaiser v. Montgomery*, 319 F. Supp. 329 (1969), *Collins v. State Board of Social Welfare*, 81 N. W. 2d 4 (1957), *Metcalf v. Swank*, 293 F. Supp. 268 (1968) (dictum) である。
- (27) *Id.* at 519.
- (28) *Id.*
- (29) *Id.* at 520.
- (30) *Id.* at 521.
- (31) *Id.* at 524.
- (32) *Id.* at 524 n. 19.
- (33) *Id.* at 525.
- (34) *Id.* at 527.
- (35) *Id.* at 529.
- (36) *Id.* at 529-530.
- (37) Laurence H. Tribe, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW 1663 (2d ed. 1988).
- (38) *The Supreme Court, 1969 Term*, 84 HARV. L. REV. 60, 68 (1970).
- (39) *Id.* at 69. なぎ 類似の規制につき違憲を判断した下級審判例も、論者はその根拠に挙げてゐる。See, *Kaiser v. Montgomery*, 319 F. Supp. 329 (1969), *Lindsey v. Smith*, 303 F. Supp. 1203 (1969), *Westberry v. Fisher*, 297 F. Supp. 1109 (1969), *Dews v. Henry*, 297 F. Supp. 587 (1969).
- (40) *Dandridge*, 397 U.S. at 486-487.
- (41) 常本照樹『経済・社会立法』と司法審査(二)「北大法学論集四三巻五号(一九九二年)八八七頁。
- (42) この点、堀木訴訟最高裁判決が後世に与えた影響を鑑みれば、合理性に疑いがあるという程度では違憲とはしなかったことが、賢明な判断であったのかは疑問が残るとする見解として、尾形健「障害福祉年金と児童扶養手当との併給禁止」『憲法判例百選II』(有斐閣、第五版、二〇〇七年)三〇一頁。なお、堀木訴訟の調査官解説において、園部教授は「合理性に疑いがあるという程度で立法裁量権の濫用・逸脱がある」と見ることができるかどうか。とくに社会保障の領域で、裁量濫用・逸脱の判断基準をきびしくすべきであるとする法理が認められるかどうか、これが、本件併給禁止条項の違憲性判断の決め手になるところ」であると述べている(最判解民事篇昭和五七年度五〇三一五〇四頁)。

- (43) もっとも、フードスタンプ法が六〇歳未満の血縁関係にない個人を含む世帯をフードスタンププログラムから排除したことが問題となった *United States Department of Agriculture v. Moreno*, 413 U.S. 528 (1973) において、法廷意見は合理性基準を用いつつも違憲と判断を下しているが、それにより *Dandridge* 判決が覆られたというよりは、*Moreno* 判決固有の事情がその判断を後押ししたとみるべきであろう。常本・前掲注(41)八九三頁参照。See, Gerald Gunther, *The Supreme Court 1971 Term—Foreword: In Search of Evolving Doctrine On A Changing Court: A Newer Equal Protection*, 86 HARV. L. REV. 1, 34-36 (1972).
- (44) かつて各州における自由な福祉改革を可能にしたのは、社会保障法一一一五条の規定により保健・福祉省長官の権限とされたウェイバー (waiver) の承認である。ウェイバー条項とは、連邦政府が特定補助金の交付の際に課す規定を、保健・福祉省の長官の承認に基づき放棄する制度であり、AFDC受給者に就労を促進する実験的プロジェクトを州政府に実施させる目的で一九六二年に導入されていたものである。しかし、PRWORAは、このウェイバーすら必要とせず、州が独自に制度内容を決定できる枠を広げたものである。ウェイバー条項についての論考として、高梨文彦「福祉政策と連邦主義」早稲田政治公法研究六九号(二〇〇三年)三五七—三八四頁、根岸毅宏「アメリカの福祉改革」(日本経済評論社、二〇〇六年)九四—一〇四頁参照。
- (45) *C.K. v. SHALALIA*, 883 F.Supp. 991, 1013 (1995).
- (46) *Id.*
- (47) *Id.* at 1013-1014.
- (48) *Id.* at 1014.
- (49) *Id.*
- (50) *Id.* at 1014-1015.
- (51) *Harris v. McRae*, 448 U. S. at 316 及び引用を参照。なお、関連して、See, *Maher v. Roe*, 432 U. S. 464 (1977).
- (52) *C.K.*, 883 F.Supp. 991, 1015.
- (53) *Id.*
- (54) *C.K. v. New Jersey DHHS*, 92 F.3d 171, 195 (3rd Cir. 1996).
- (55) *Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS*, 794 A.2d 822, 825 (N. J. Super A. D. 2002)
- (56) *Id.*
- (57) *Id.* at 828.
- (58) *Id.* at 832.
- (59) *Sojourner A. EX. REL. Y. A. v. DHS*, 828 A.2d 306, 313. (N. J.sp2003).

- (36) *Id.* at 315-316.
- (37) *Id.* at 317.
- (38) 以下、本文中を述べるところ原告の主張につき、*See*, N. B. v. SYBINSKI, 724 N. E. 2d 1103, 1108 (Ind App. 2000).
- (39) *Id.* at 1108.
- (40) *Id.* at 1109.
- (41) *Id.*
- (42) N. B. 397 U.S. at 486.
- (43) New York State Dept of Social Services v. Dublino, 413 U.S. 405, 413 (1973).
- (44) 724 N. E. 2d 1103, 1110.
- (45) *Id.*
- (46) *Dandridge*, 397 U. S. at 485.
- (47) 724 N. E. 2d 1103, 1110.
- (48) *Id.* at 1110-1111.
- (49) *Id.* at 1111.
- (50) *Id.* at 1112.
- (51) Harris v. McRae, 448 U.S. 297, 317-318 (1980).
- (52) N. B., 724 N. E. 2d 1112-1113.
- (53) *Id.*
- (54) C.K., 883 F.Supp. 991, 1013. 本件の立法は、子どもに対する両親の行動の責任 (onus) を直接的 (direct) の子どもではなく、子どもからその子なれば受け取れたであろう給付を完全に奪うものにもなるのであり、むしろ Family Cap は、その「上限がかかっている (capped)」家族の収入において、新たな子どもを持つことを許す一方で、単に AFDC 受給世帯に認められる給付額を上限を課しているだけあり」という部分。
- (55) N. B., 724 N. E. 2d at 1112-1113.
- (56) Jill Elaine Hasday, *The Canon of Family Law*, 57 STAN. L. REV. 825, 898 (2004).
- (57) Risa E. Kaufman, *Recent Development: State ERAs in the New Era: Securing Poor Women's Equality By Eliminating Reproductive-Based Discrimination*, 24 HARV. WOMEN'S L. J. 191, 208 (2001).

- (83) Susan Frelich Appleton, *Standard for Constitutional Review of Privacy-Involving Welfare Reforms: Distinguishing the Abortion-Funding Cases and Redemring the Undue-Burden Test*, 49 VAND. L. REV. 1, 42 (1996).
- (83) See, Susan Frelich Appleton, *When Welfare Reforms Promote Abortion: "Personal Responsibility", "Family Values" and the Right to Choose*, 85 Geo. L. J. 155, 166-167 (1996); Rebrekah J. Smith, *Family Caps in Welfare Reform: Their Coercive Effects and Damaging Consequences*, 29 HARV. J. L. & GENDER 151, 187 (2006). 444 アメリカに於けるは、その目的に両親が揃った家庭の形成及び維持の奨励を掲げるTANFを背景に(42 U. S. C. 601 (a))、二〇〇二年に「健全な結婚イニシアティブ (Healthy Marriage Initiative)」を題したプログラムが厚生省 (Department of Health and Human Services) によって発足し、現在三〇〇以上のプログラムが政府から補助金を受けている状況に照らせば(萩原康夫ほか編著『世界の社会福祉年鑑二〇〇七』(旬報社、二〇〇七年)二二七頁「阿部彩、斉藤拓執筆」)、結婚の促進により(貧しい)女性の経済的ニーズを私的領域の問題として解決させようとする公共政策の検討が今後必要とならう。そのような公共政策に批判的な論考として、See, Ariela R. Dubler, *In the Shadow of Marriage: Single Women and the Legal Construction of the Family and the State*, 112 YALE L. J. 1641 (2003).
- (84) Susan Frelich Appleton, *supra* note 82, at 42.
- (85) Rebrekah J. Smith, *Family Caps in Welfare Reform: Their Coercive Effects and Damaging Consequences*, 29 HARV. J. L. & GENDER 151, 187 (2006).
- (86) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、二〇〇五年)一三七―一三八頁。
- (87) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)』(有斐閣、増補版、二〇〇〇年)九〇―九一頁。
- (88) 生活扶助基準に関する検討会「生活扶助基準に関する検討会報告書」一―二頁参照。
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1130-10a.pdf>
- (89) 菊池馨実「社会保障法における人間像」法時八〇巻一号(二〇〇八年)脚注三三。関連して、トニー・フィッツパトリック著(武川正吾・菊池英明訳)『自由と保障 ベーシック・インカム論争』(勁草書房、二〇〇五年)六八―七八頁参照。
- (90) 例えば、ゲワースは、福祉受給者は、生活に必要なものを受け取ることが、自分自身ではなく他人のコントロールの下にあることから、自律の重要な要素を欠いており、収入を得ることによって、人々は福祉を受け取ることのニーズから免れ、自律を達成するとして、「自律」と「自立」を親和的に捉えている。See, Alan Gewirth, *THE COMMUNITY OF RIGHTS* 117, 133 (1996).
- (91) 野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』(勁草書房、二〇〇三年)四一頁参照。
- (92) 例えば、Lyng v. Castillo, 477 U. S. 635 (1986) では、連邦のフードスタンプ制度が個人を基準とせず世帯単位で行われていることが平等保護に反する(第五修正違反)として争われたが、厳格審査ではなく合理性の基準によって合憲と判断された。

- (S) See, Jonathan Romberg, *Is There a Doctrine in the House? Welfare Reform and the Unconstitutional Conditions Doctrine*, 22 *FORDHAM URB. L. J.* 1051 (1995).
- (F) See, Laura M. Friedman, *Family Cap and the Unconstitutional Conditions Doctrine: Scrutinizing a Welfare Woman's Right to Bear Children*, 56 *OHIO ST. L. J.* 637, 651 (1995).